

# 三菱商事緊急支援奨学金(東日本大震災) 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、三菱商事株式会社（代表取締役社長 小林 健氏）のご支援により、「三菱商事緊急支援奨学金(東日本大震災)」（以下「本奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

## 記

### 1. 目的

本奨学金は、2011年3月11日に発生した東日本大震災（以下「本震災」という。）によって経済状況が急変（悪化）し、学業継続が困難な状況にある、日本国内の大学学部及び大学院修士課程、並びに短期大学に在籍する学生に対し、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることを目的として寄与するものである。

### 2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

本奨学金の提供者である三菱商事株式会社は、企業理念である「三綱領（所期奉公・処事光明・立業貿易）※」の精神を基盤に、国難ともいえる今回の未曾有の本震災に際し、日本の未来を担う被災世帯の若者の一助となるべく、資金を提供している。

※「三綱領」…三菱四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定され、三菱商事の企業理念となっている。三菱商事では、この精神を土台とし、世界中で幅広い分野における貢献活動を行っている。

- ・所期奉公—事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
- ・処事光明—公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
- ・立業貿易—全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

### 3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 2011年4月現在、日本国内の大学学部及び大学院修士課程、並びに短期大学に在籍する正規学生で、本震災による火災・水害等で被災し、家計を支える方が失業・破産・事故・病気・行方不明・死亡等の被害を受け、経済的事由により修学が困難な状況が見込まれる学生。
- (2) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学習意欲の高い者。
- (3) 他の奨学金支給を受けていない者。
- (4) 大学の長の推薦を受けることができる者。

### 4. 採用人数

500名。

5. 奨学金月額

100,000円。

6. 支給対象期間

2011年4月より2012年3月までの1年間。

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による応募・推薦書類を、在籍する大学に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3.に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、8.に掲げる応募・推薦書類を、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

8. 応募・推薦書類

大学の推薦を受けた願書に罹災証明書を添付し応募すること。

- (1) 願書兼推薦書（別紙様式1。大学の公印が押印されているもの。日本語で記載されたものに限る。） 1通

- (2) 応募者の写真 1葉

最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。

※写真撮影が困難な場合は、写真付の学生証の写しも可とする。

- (3) 被災（罹災）証明書

※罹災証明書が入手困難な場合（家屋損壊が無い・役所機能が停止している等の場合）に限り、被災状況と罹災証明書入手困難な理由が記載され、大学の公印が押印された願書兼推薦書（別紙様式1）をもって代用可とする。

9. 大学からの願書兼推薦書受付期間

2011年4月19日（火）から2011年5月31日（火）（必着）

なお、受付期間を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、原則受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の（2）により推薦された者について、本奨学金提供者（三菱商事株式会社）とともに書類審査を行い受給者を決定し、2011年6月中旬から順次、大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

本奨学金は、在籍大学を通じて支給する。

## 1 2 . 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。また、奨学金提供者（三菱商事株式会社）への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ア. 応募書類および推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 他の奨学金との重複受給は認めない。ただし、大学が自発的に自大学に在籍する学生に提供する授業料免除の特典については、本奨学金との重複受給とはみなさない。
- (4) 受給期間中に、長期欠席、休学又は留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (5) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合、その他、本奨学金の受給生としてふさわしくないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

## 1 3 . 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されない。

## 1 4 . 大学からの応募推薦書類提出先・お問合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

フリーダイヤル：0120-279966

以上